

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和5年4月

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地		全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和5年3月1日	広島県知事（般－1）第 32654 号	(有)福岡建設	福岡 正利	広島県三原市	和田1－8－18	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年3月1日	広島県知事（般－3）第 40010 号	(株)あいるらいふ	高崎 あやか	福山市	三吉町5－3－5	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年3月1日	広島県知事（般－4）第 36297 号	(有)中野工業	柴田 正勝	広島県福山市	曙町5丁目19-12	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年3月7日	広島県知事（般－4）第 38227 号	エルザホーム(株)	光永 淳二	広島県広島市中区	八丁堀11－10	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年3月7日	広島県知事（般－4）第 36218 号	(株)HI-TO	岩本 真継	広島県呉市	郷原町笹原1945	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年3月14日	広島県知事（般－1）第 32886 号	(有)ヒラタ	平田 謙一	広島県広島市佐伯区	八幡東2－1－20	一部廃業	建, と, 鋼, 筋, 解
令和5年3月14日	広島県知事（般－3）第 23508 号	(株)稲田	稲田 悠子	広島県広島市西区	南観音5－14－14	一部廃業	石, しゅ, 水
令和5年3月20日	広島県知事（般－1）第 39361 号	安芸エンジニアリング(株)	島居 直樹	広島県安芸高田市	吉田町桂49	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年3月20日	広島県知事（般 30）第 38992 号	伊藤技研(株)	伊藤 満城	広島県広島市安佐北区	落合1－14－5	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年3月20日	広島県知事（般－4）第 31463 号	(有)山河	谷本 竜一	広島県広島市安佐北区	深川5－4－7	一部廃業	塗
令和5年3月27日	広島県知事（般－1）第 19904 号	(有)太宏メンテナンス	山下 昌宏	広島県福山市	曙町6－7－23	一部廃業	電
令和5年3月28日	広島県知事（般－3）第 567 号	(株)水口組	水口 純子	広島県広島市安佐北区	深川7－40－16	一部廃業	解
令和5年3月28日	広島県知事（般－2）第 37458 号	(株)山電	山科 秀人	広島県広島市西区	田方2－9－23	一部廃業	土, 建, 大, 左, と, 石, 屋, タ, 鋼, 筋, 舗, しゅ, 板, ガ, 塗, 防, 内, 絶, 具, 水
令和5年3月30日	広島県知事（般－3）第 547 号	(株)島村組	島村 雄二	広島県呉市	三条2－15－19	全部廃業	許可に係る全ての建設業